

松浦市屋外広告物規制区域図

屋外広告物禁止地域の指定（追加）

松浦インターチェンジ（志佐町浦免）から佐世保市界（御厨町板橋免）までの区間。（※市街的区域を除く）道路の中心線から両側500m以内の地域で、これから展望できる区域。

都市計画区域界

調川IC

松浦IC

今福IC

西九州自動車道

佐賀県

平戸IC

佐世保市

許可地域の区分

第1種許可地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第2種許可地域	都市計画区域内のうち第1種許可地域、第3種許可地域以外の地域用途地域が規定されていない地域
第3種許可地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

凡 例	
都市計画区域界	臨 港 地 区
大 字 界	特 別 用 途 地 区
市 街 的 区 間	土 地 区 画 整 理 事 業 区 域
第一種低層住居専用地域 (80/50/10m)	都 市 計 画 施 設
第二種低層住居専用地域 (80/50/12m)	都 市 計 画 道 路
第一種中高層住居専用地域 (200/60/20)	都 市 計 画 公 園 緑 地
第二種中高層住居専用地域 (200/60/20)	雨 水 幹 線
第一種住居地域 (200/60/20)	そ の 他 の 都 市 計 画 施 設
第二種住居地域 (200/60/20)	
近 隣 商 業 地 域 (400/80/20)	
商 業 地 域 (400/80/20)	
準 工 業 地 域 (200/60/20)	
工 業 地 域 (200/60/20)	
工 業 専 用 地 域 (200/60/20)	